償却資産(固定資産税)申告の手引き

日ごろから市税につきましては、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は土地・家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の資産状況を、資産の所在する市町村長に1月31日までに申告していただくことになっております。

つきましては下記をご参考に、期限内の申告書提出をお願いいたします。

1 償却資産とは?

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税 法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。ただし、 取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産は償却資産から除きます。(地方税法第 341 条第 4 号)

2 申告をしていただく方

個人や法人で、令和7年1月1日現在、小美玉市内に償却資産を所有されている方は、所有状況を申告 していただく必要があります。

また、<u>申告書が送られてきた方で償却資産をお持ちでない場合でも、お手数ですが、その旨を記入した</u> 申告書を提出してください。

3 償却資産の種類

資産の種類	主な償却資産の例示				
構築物	飼料保管施設、構内舗装、看板(広告塔等)、フェンス・塀、給水タンク、貯				
	水池等				
機械及び装置	加工機械、製造機械、工作機械、印刷機械、変電設備、土木建設機械等				
船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船等				
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等				
車両及び運搬具	特殊自動車、構内運搬車等(自動車税・軽自動車税の課税対象となるも				
	のは除きます)				
工具·器具·備品	事務机、パソコン等 OA 機器、エアコン、陳列棚、医療機器、理容及び美容				
	機器、測定工具、パチンコ台、自動販売機等				

なお、次に掲げる資産は、償却資産の対象になりませんので申告の必要はありません。

① 耐用年数1年未満又は取得価額が 10 万円未満の資産で、税務会計上一時に損金算出されるもの

- ② 取得価額が20万円未満の資産を、税務会計上3年間で一括償却している資産
- ③ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの ※大型特殊自動車は申告が必要です。
- ④ 動物(牛、豚、馬等) 植物(種苗、果樹等)
- ⑤ 無形固定資産(営業権、特許権、ソフトウェア等)
- ⑥ 繰延資産(系統連系工事負担金等)

4 提出書類について

(1)申告書の種類

① 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

必ず住所・氏名・電話番号・取得価額・評価額・申告に対応していただく方等を記入し押印してください。

また、<u>備考欄に申告内容(全資産申告、増加・減少の有無、該当資産なし、廃止等)を記入してください。</u>今回初めて申告される方で、小美玉市内に該当する資産がない場合は、『該当資産なし』と記入してください。

② 種類別明細書(増加資産・全資産用)

増加した資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・減価残存率・価額を記入してください。

③ 種類別明細書(減少資産用)

減少(売却・廃棄等)した資産の種類・資産の名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・申告年度・減少の事由を記入してください。なお、印字済みの種類別明細書が同封されている方は減少資産を赤線で消しこみ提出することもできます

※ 減価残存率は4ページ「減価残存率表」参照

(2)提出書類

申告対象者	申告していただく資産	提出書類
◆今回、初めて申告される方 ◆令和6年1月2日以降に 新規に事業を開始された方	令和 7 年1月1日現在、 小美玉市内に所有され ているすべての償却資 産	償却資産申告書(償却資産課税台帳) 種類別明細書(増加資産・全資産用)
◆前年度以前に申告されて いる方	令和6年1月2日から 令和7年1月1日までに 増加又は減少した資産	償却資産申告書(償却資産課税台帳) 種類別明細書(増加資産・全資産用) 種類別明細書(減少資産用)

(3) 申告に当たっての注意点

- (1) 前年度と資産の状態が変わらない場合でも申告が必要です。
- ② 廃業・解散等の時もその旨記入の上、申告をお願いします。
- ③ 前年度において課税標準額が免税点未満(150万円未満)の場合や本年度が免税点未満になると思われる場合でも申告が必要です。

5 電子申告

小美玉市では、eLTAX(エルタックス)での電子申告を受け付けております。
eLTAXでは従来、紙で行っていた申告等を自宅やオフィスからインターネットを利用して行えます。
eLTAXのご利用には、手続きや対応ソフトなどの準備が必要となりますので、詳細については
「市ホームページ→暮らし・手続き→税金→市税の電子申告→eLTAXホームページ」をご覧ください。

6 申告書の提出

(2)提 出 先 小美玉市役所 税務課 資産税係 〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉 835 番地 電話 0299-48-1111 内線 1125・1126・1127

○申告書等資料は「市ホームページ→暮らし・手続き→税金→申請ダウンロード→固定資産税」からURL: http://www.city.omitama.lg.jp/(市町村コード)082368

7 国税との主なちがい

項目	地方税の取扱い	国税の取扱い		
	(固定資産税)	(法人税・所得税)		
計算の基準日	賦課期日(1月1日)	事業年度(決算期)		
減価償却の方法	『固定資産評価基準』に定める減 価率(4 ページ 減価残存率表を ご覧ください)	定率法・定額法等の選択性 (建物は定額法)		
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却		
圧縮記帳	認められない	認められる		
特別償却·割増償却	認められない	認められる		
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額(1円)		
中小企業者の少額資産の損金 算入の特例	金額にかかわらず、認められない	認められる		

8 税額の計算方法

(1)課税標準額の計算

受付をした申告書の内容に基づき評価額を計算のうえ、価格を決定し、**課税標準額**を計算します。**課税標準額**は令和7年1月1日現在の償却資産の価額で、償却資産課税台帳に登録された価額です。

- (1) 償却資産一品ごとに、下記の算式により、それぞれ『評価額』を計算します。
- ② ①により計算した償却資産について『評価額』を合計します。
- ③ 合計した評価額が、その事業者の「決定価格」 = 『課税標準額』になります。 (課税標準額の特例等が適用される場合には、

「決定価格」- 課税標準額の特例減少額 = 『課税標準額』になります。)

「評価額」の計算について

- ○前年中に取得した資産(取得年の初年度については、一律に半年償却を行います。) 取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率 = 評価額
- ○前年前に取得した資産 前年度評価額 × 前年前取得のものの減価残存率 = 評価額
- ※評価額が取得価額の5%未満になる場合は、取得価額の5%が評価額となります。

(2)税額の計算

税率は 1.4%で、課税標準額(1,000 円未満切捨て)に税率をかけた額(100 円未満切捨て)が税額となります。

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

(減価残存率表)

耐用 年数	減価残存率		<u>₩</u> † EB	減価残存率		新田	減価残存率	
	前年中	前年前	村用 年数	前年中	前年前	耐用 年数	前年中	前年前
	取 得	取 得		取 得	取 得		取 得	取得
_			11 年	0.905	0.811	21 年	0.948	0.896
2 年	0.658	0.316	12 年	0.912	0.825	22 年	0.950	0.901
3 年	0.732	0.464	13 年	0.919	0.838	23 年	0.952	0.905
4年	0.781	0.562	14 年	0.924	0.848	24 年	0.954	0.908
5年	0.815	0.631	15 年	0.929	0.858	25 年	0.956	0.912
6 年	0.840	0.681	16年	0.933	0.866	26 年	0.957	0.915
7年	0.860	0.720	17 年	0.936	0.873	27 年	0.959	0.918
8年	0.875	0.750	18 年	0.940	0.880	28 年	0.960	0.921
9 年	0.887	0.774	19 年	0.943	0.886	29 年	0.962	0.924
10 年	0.897	0.794	20 年	0.945	0.891	30 年	0.963	0.926